

## 吉富町明るいまちづくり活動補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、町内の団体等が行う元気で明るいまちづくり活動に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、住民の自主的な活動を促進し、もって住民と行政の協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

### (対象団体)

第2条 吉富町明るいまちづくり活動補助金(以下「補助金」という。)の交付対象団体は、次の各号の全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 社会的、地域的な課題に取り組む非営利活動を行う団体(住民グループ、ボランティア団体、NPO 法人など)で活動拠点が町内にあり、町内で活動する団体
- (2) 5人以上で構成され、その代表者が町内に居住する20歳以上の者で、かつ、代表者以外の構成員のうち町内に居住する者が4人以上いる団体
- (3) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的としない団体。また、法令等に違反する活動を行っていない団体

### (補助対象活動)

第3条 補助金の対象となる活動は、公益的なまちづくり活動で、次の各号の全ての要件を満たす活動とする。

- (1) 町内で実施される活動
- (2) 地域の課題などに自主的に取り組む活動や地域の活性化につながる活動
- (3) 環境、福祉、文化、教育その他の分野における住民を対象としたまちづくり活動

2 次に掲げる活動は、補助の対象としない。

- (1) 活動の効果が特定の個人又は団体にもみ帰属する活動
- (2) 国、県又は町の他の補助制度や交付金の対象となる活動
- (3) 地域の継続事業や恒例となっている活動
- (4) 公序良俗に反する活動

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、前条の要件を満たすまちづくり活動に直接必要な経費とする。

2 次の経費は対象としない。

- (1) 団体の恒常的な維持、運営に要する経費
- (2) 団体を構成するスタッフの人件費
- (3) 活動の遂行に必要と認められない食糧費

(4) その他社会通念上適当と認められないもの  
(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助の対象となる経費総額から活動の実施に伴う収入を控除した額で、次の各号に定める額を限度額とする。

(1) 新規交付団体 10 万円

(2) 補助金の交付を受けたことのある団体 3 万円

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、吉富町明るいまちづくり活動補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に関係書類を添えて、活動開始の 30 日前までに町長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第 7 条 町長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、関係所管の意見を聴いた上で、補助の可否及び補助金の額を決定し、吉富町明るいまちづくり活動補助金交付決定通知書(別記様式第 2 号)により申請団体に通知する。

(活動内容の変更)

第 8 条 申請団体は、活動内容に変更を生じたときは、直ちに吉富町明るいまちづくり活動補助金変更承認申請書(別記様式第 3 号。以下「変更申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の変更申請書が提出されたときは、町長は変更内容を審査し、補助金の額を変更決定し、吉富町明るいまちづくり活動補助金変更承認通知書(別記様式第 4 号)により、申請団体に通知する。

(前途金)

第 9 条 町長は、活動の実施のため必要と認めるときは、前途金として交付決定額の 2 分の 1 以内の額を交付することができる。

(実績報告書)

第 10 条 申請団体は、活動が完了したときは、吉富町明るいまちづくり活動補助金実績報告書(別記様式第 5 号。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る活動の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、吉富町明るいまちづくり活動補助金確定通知書(別記様式第 6 号)により、申請団体に通知する。

2 町長は、申請団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にそ

の額を超える補助金が前途金として交付されているときは、期限を定めてそのを超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定額の取消)

第 12 条 町長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 活動計画を中止したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、前条の規定により、補助金の交付決定額を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に、吉富町明るいまちづくり活動補助金交付要綱(平成 22 年告示第 30 号)の規定に基づき補助金の交付を受けた団体は、第 5 条第 2 号の団体とみなす。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日告示第 39 号)

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行する。